下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則(平成4年規則第9号)第4条の規定に基づいて告示します。

令和7年11月6日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

郵便番号 065-8612 札幌市東区北11条東7丁目1-1 札幌市東区市民部総務企画課庶務係(電話011-741-2409)

- 2 入札に付する事項
  - (1) 役務の名称 東区役所等駐車場除排雪業務
  - (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
  - (3) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日までとする。
  - (4) 履行場所 東区役所・東区民センター駐車場(札幌市東区北11条東7丁目) 伏古本町まちづくりセンター駐車場(札幌市東区伏古3条3丁目)
  - (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額(総価)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加資格
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
  - (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
  - (3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での 入札参加を希望していないこと。
  - (4) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

## ア 資本関係

- (ア)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

## イ 人的関係

- (ア) 一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。
  - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
  - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - (d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しない こととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575 条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。) の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しう る資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加 停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和4年度~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」、所在地区分が「市内」として登録されている者であること。
- (7) 令和2年4月1日以降に、公共機関等※が発注した除雪業務について、元請としての履行実績を有するもの(共同企業体により履行した業務を含む)であること。
  - ※ 公共機関等とは、一般財団法人日本建設情報総合センターが定めるコリンズ・テクリス登録システム利用規約第3条第10号に掲げる機関をいう。
- 4 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ
  - (2) 入札書の受領期限

令和7年11月20日(木)12時15分

(3) 開札の日時及び場所

令和7年11月20日(木)14時00分

札幌市東区役所3階第4会議室(札幌市東区北11条東7丁目1-1)

- 5 入札手続等
  - (1) 入札保証金 免除
  - (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札 その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 最低制限価格の設定 無
- (6) 落札者の決定方法等
  - ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査(事後審査方式)する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、入札説明書に示す書類(上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類)を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした 入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。